

長岡市水道局公告第 11 号

公募型プロポーザル方式による事業者の選定について（公告）
公募型プロポーザル方式による事業者を選定するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 15 日

長岡市水道局長 植木 輝夫

1 実施方法

今回実施する公募型プロポーザル方式による事業者の選定は、水道料金システム更新事業について、参加希望者に提案書の提出を求め、その内容を別に定める評価基準によって評価し、最も優れた提案をした者と契約に向けた手続きを進めるために実施するものです。

2 事業内容

- (1) 事業名 水道料金システム更新事業
- (2) 事業内容 本事業は、別に定める水道料金システム更新事業に係る調達仕様書のとおりとする。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 10 年 11 月 30 日まで

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 公告の日において、長岡市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) プライバシーマーク又は ISMS 認証（ISO/IEC27001）を取得していること。

- (9) 仕様書で定める業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び長岡市水道局（以下「本局」という。）の指示に柔軟対応できること。
- (10) 本公募は2社以上での共同企業体も可能とする。この場合、次のすべての要件を満たしていること。

ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1社を代表事業者として定めること。

イ 構成事業者の全てが上記(1)～(8)の参加資格を満たしていること。(9)については、構成員のいずれかが要件を満たせば良いものとする。

※ 共同企業体の場合は、必ず代表企業・団体や責任割合を明記した書類（契約書、協定書、覚書等）を契約前に提示すること。契約締結に当たっては、共同企業体の全ての構成員を契約当事者とし、契約に関する債務は、共同企業体の構成員が連帯して負担すること。

4 参加表明書兼誓約書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
※共同提案の場合、共同企業体構成員表（様式1-1）及び委任状（様式1-2）を添付してください。
- (2) 提出期限 令和7年11月6日（木曜日）午前11時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限りです。提出期限必着のこと）
- (4) 提出先 長岡市水道局業務課
〒940-0093 長岡市水道町2丁目7番22号
電話 0258-35-1619
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、次の書類を提出してください。
・誓約書（様式2）（必要な場合のみ、郵送又は持参にて提出）
・会社概要（様式3）
・プライバシーマーク又はISMS認証に関する書類の写し

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 公募型プロポーザルに関する質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和7年11月6日（木曜日）午前11時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール：gyomu@m2.nct9.ne.jp
※送信後に電話で伝えること
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和7年11月14日（金曜日）までに、参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

6 企画提案書の提出について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年12月10日（水曜日）午前11時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限必着）
- (3) 提出部数 20部（正本1部、副本19部）
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 詳細は公募型プロポーザル実施要領のとおりです。

7 企画提案書作成上の基本事項

実施要領、仕様書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成してください。

本プロポーザルは「水道料金システム更新事業」における取り組む方法等について提案を求めるものであり、具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ本局と協議しながら行うものとします。

8 選考方法

本局が設置する選考委員会において、別に定める公募型プロポーザル提案書評価要領に基づき、このプロポーザル参加者の中から、企画提案書及びデモンストレーション並びにプレゼンテーションの内容により、総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、提案上限金額を超えていないこと。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載された内容の著作権は、本局に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。